

職業訓練法人東京土建技術研修センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 職業訓練法人東京土建技術研修センター
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

職業訓練法人東京土建技術研修センター（以下「センター」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として、平成6年9月に設立された法人で、主に次の事業を行っている。

- ア 会員の雇用する労働者及び求職者に対する認定職業訓練
- イ 職業訓練に関する情報及び資料の提供
- ウ 職業訓練に関する調査及び研究

(2) 組織

センターは、事務所を豊島区池袋一丁目8番6号に置き、役員12名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事5名、監事3名）（うち非常勤役員11名）及び職員9名で構成されている。

3 都との関係

都は、センターが行う認定職業訓練の運営等の補助対象事業について、平成25年度2,409万余円、平成26年度2,445万余円の補助金を交付している。

センターに対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) センターに対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助規程等)		平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
		補助 対象額	補助金額	補助 対象額	補助金額	
東京都事業内職業訓練 事業 (東京都事業内職業訓 練事業補助金交付規 程、東京都事業内職 業訓練事業補助金の 補助対象について、 東京都事業内職業訓 練事業補助金算出基 準について)	1 運営費	51,021	22,708	52,714	21,706	補助対象額の1/2又は 算出基準単価により算出 した額のいずれか低い額 (国1/4、都1/4)
	2 施設費	2,452	1,226	0	0	
	3 設備費	328	164	5,497	2,748	
合 計		53,802	24,098	58,212	24,455	

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1~平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1~平成27.3.31)の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月29日

(2) 団 体 平成27年9月16日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

センターが行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度におけるセンターによる補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名 事業の概要	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
東京都事業内 職業訓練事業		
1 運営費	○専門課程 12,462 千円 高度職業訓練 専門課程 (2年制) 居住システム系建築科 補助対象訓練生 28 人 ○短期課程 10,246 千円 普通職業訓練 短期課程 建築科 72 回 1,133 人 建築科 I T 3 回 21 人 溶接科 3 回 28 人 電気工事科 4 回 51 人	○専門課程 12,742 千円 高度職業訓練 専門課程 (2年制) 居住システム系建築科 補助対象訓練生 30 人 ○短期課程 8,964 千円 普通職業訓練 短期課程 建築科 69 回 1,097 人 建築科 I T 1 回 9 人 溶接科 3 回 37 人
2 施設費	建物補修等 (アルミサッシの取付) 1,226 千円	(実績なし)
3 設備費	電動工具等 9 台 164 千円	パソコン 30 台 2,510 千円 電動工具等 11 台 238 千円